

足利銀行問題対策特別委員会

報 告 書

平成18年1月

足利銀行問題対策特別委員会

目 次

はじめに	1
委員会の活動状況	2
委員会における主な協議事項	4
1 足利銀行の受け皿問題	4
（1）受け皿に関する意見書の提出	4
（2）受け皿選定に係る取組	5
2 足利銀行の経営計画の進捗状況と企業再生への取組	6
（1）経営計画の進捗状況	6
（2）取引先企業の再生に向けた取組	7
3 栃木県中小企業再生支援協議会の活動状況	8
4 県内の産業及び地域の活性化方策	10
おわりに	12
委員名簿	13
調査関係部課	14
参考資料	

はじめに

平成15年11月末の足利銀行の破綻・一時国有化は、県内経済や雇用に多大な影響を及ぼすものと危惧された。

県議会においては、この足利銀行問題がもたらす影響を最小限に抑えることが喫緊の課題であると認識し、直ちに足利銀行問題対策特別委員会を設置して、県内経済の安定対策について調査研究を進めてきた。

以後、本委員会は毎年度設置され、3年目を迎えた今年度は「県内経済の安定・活性化対策」を重点テーマに掲げ、調査研究活動を行うこととした。

このため、足利銀行はもとより、県内経済団体をはじめ地元関連団体等の関係者から、足利銀行問題への対応等について聴取するとともに、金融の専門家を招聘し、「ファンド組成を巡る現状と留意点」等について説明を受け、質疑・意見交換を行うなど、精力的な活動を行ってきた。

本報告書は、今年度の調査研究の結果を取りまとめたものである。

委員会の活動状況

- 1 平成17年3月23日(水)〔第1回委員会 定例会中〕
第279回定例会において本委員会が設置され、委員が選任された。正副委員長の互選の結果、委員長に渡辺 渡委員、副委員長に螺良 昭人委員が選任された。

- 2 平成17年4月14日(木)〔第2回委員会 閉会中〕
 - (1) 重点テーマを協議し、次のとおり決定した。
「県内経済の安定・活性化対策について」
 - (2) 年間活動計画を協議し、決定した。
なお、本委員会は年間活動計画にとらわれず弾力的に開催することで、了承を得た。
 - (3) 「栃木県産業再生委員会の答申」(望ましい受け皿の姿)について、執行部から聴取し、質疑を行った。

- 3 平成17年6月13日(月)〔第3回委員会 定例会中〕
「足利銀行の平成17年3月期決算」について、足利銀行から聴取し、質疑を行った。

- 4 平成17年7月27日(水)〔第4回委員会 閉会中〕
「栃木県中小企業再生支援協議会の活動状況」について、
栃木県中小企業再生支援協議会から聴取し、質疑を行った。
- 5 平成17年11月21日(月)〔第5回委員会 閉会中〕
「ファンド組成を巡る現状と留意点」について、専門家
から聴取し、質疑・意見交換を行った。
- 6 平成17年12月14日(水)〔第6回委員会 定例会中〕
「足利銀行の平成17年9月期決算」について、足利銀
行から聴取し、質疑を行った。
- 7 平成18年1月25日(水)〔第7回委員会 閉会中〕
(1) 「栃木県産業再生委員会の答申」(県内の産業及び地域
の活性化方策)について、執行部から聴取し、質疑を行っ
た。
(2) 報告書(案)について、検討を行った。

委員会における主な協議事項

1 足利銀行の受け皿問題

(1) 受け皿に関する意見書の提出

県議会は、平成15年11月末の足利銀行の破綻・一時国有化を受け、県や市町村等と一丸になって制度融資の充実など各種施策を速やかに展開し、県内金融の安定等に全力で取り組んできた。その結果、県民生活や県内経済は大きな混乱を生じることなく現在に至っている。

しかし、本県の中核的金融機関である足利銀行の受け皿がどのようなものになるかが具体的に見えないため、県民や県内企業の間には漠然とした不安が広がっていると、早期の受け皿移行を望む声も多い。

一方、受け皿への拙速な移行は、足利銀行による不良債権処理の加速や移行時におけるその急激な処理を引き起こすとして、時間をかけた移行を望む声もある。

そのため、地域産業構造の特性を最大限考慮しつつ、早急な足利銀行の受け皿の選定を国に要望する必要があると認識し、「足利銀行の受け皿に関する意見書」の原案について協議を行った。

〔要望原案〕

足利銀行の受け皿は、地域産業構造の特性を最大限考慮するとともに、同行が有する地域の中核的金融機関としての機能を維持し、経営の独立性を確保したものとすること。

受け皿の選定過程においては、県民の意向等を十分に反映できるよう県を参画させること。

預金保険法の趣旨に基づき、できる限り早期に一時国有化を終了させること。

この原案は、平成17年4月26日に本会議で採択され、同日、内閣総理大臣などに提出された。

(2) 受け皿選定に係る取組

足利銀行は、受け皿に引き継がれることによって一時国有化が終了する。

受け皿の選定はあくまで国の専管事項であるため、県は国との連携関係を重視すべきである。

また、移行後も地域の中核的金融機関としての機能が保持されるよう、国に対して、望ましい受け皿のあり方を適切な時期に提示していくべきである。

2 足利銀行の経営計画の進捗状況と企業再生への取組

(1) 経営計画の進捗状況

平成17年3月期決算及び同年9月期決算の内容並びに経営に関する計画の進捗状況について、足利銀行から聴取した。

各決算期において概ね経営計画どおりの実績を上げ、収益基盤の再構築や、企業再生等を通じた資産の健全化など、足利銀行の企業価値向上に向けた着実な取組が行われているが、一方で、次のような課題も認められる。

ア 県内の信用金庫・信用組合との協調

足利銀行は、地域に密着して事業活動を展開している信用金庫や信用組合と営業面でバッティングする場合があるが、一時国有化銀行であるという状況に鑑み、新しい資金需要の発掘や新しい事業分野への融資、ATMの共同設置やシンジケートローンの実施など、信用金庫等との協調を基本とした事業展開が重要である。

イ 働きがいのある企業風土の醸成

足利銀行では、行員の退職が経営計画を上回って推移している。これは、ローコストオペレーションを推進す

る上ではプラスと考えられるが、行員の士気にはマイナスの影響を及ぼすことが危惧される。

このため、今後、行員の能力・モチベーションを維持・向上させつつ、企業再生・地域再生に取り組めるような組織風土を醸成すること、また、引き続き足利銀行で働きたいと思えるようなインセンティブを与えられる組織づくりを行うことが重要である。

(足利銀行では、全従業員を対象として、行員の地道な努力・成果貢献度に応じ配分を行う「成果貢献報奨金」を、平成17年8月及び同年12月に支給している。)

(2) 取引先企業の再生に向けた取組

足利銀行の破綻から2年余経過し、今後、不良債権処理の中心が、中堅企業から比較的規模の小さな中小企業へ、また実質破綻先から破綻懸念先へと移行すると予想されることから、地域経済への様々な影響が懸念されている。

このため、県は、県制度融資の機動的・弾力的な対応により、引き続き、中小企業に対する円滑な資金供給に努めるとともに、足利銀行が行う取引先企業の再生に向けた取組を注視していくことが重要である。

また、各決算において、相当数の取引先企業のランクア

ップが確認されたが、これまでの企業経営者の努力に加え、経営改善に向けた足利銀行のコンサルティング的な経営支援なども大きく影響している。財務上の数字などの定量的な指標のみにとらわれず、企業の将来性や経営者の意欲など定性的要素も重視して、引き続き、取引先企業のランクアップによる不良債権の削減に努めることが重要である。

とりわけ企業の再生には、支援を求める企業経営者と金融機関とのコミュニケーションが重要であることから、引き続き、経営改善に取り組む経営者からの相談に的確に対応できるよう、金融機関における相談機能の充実強化が必要である。

3 栃木県中小企業再生支援協議会の活動状況

栃木県中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」）は、(株)産業再生機構、(株)整理回収機構などと共に、本県の企業再生を支援する主要な機関として重要な役割を果たしている。支援体制については、他県の協議会と比較して充実してはいるものの、足利銀行の中小企業に対する不良債権処理の本格化や、それに伴う協議会における支援件数の増加を考慮すると若干の懸念もある。

県においては、設置主体である国や関係機関との連携を密にして、協議会に持ち込まれる案件の状況等を勘案し、必要に応じ体制の充実強化を国に働きかけるなど、協議会が中小企業の再生を支援する機関として、引き続きその機能を十分に発揮できるよう、その支援に努める必要がある。

一方、協議会自らも、次の事項に留意し、県内の企業が1社でも多く再生の途につくことができるよう、最大限の努力を行うことが必要である。

ア 再生計画策定後のフォローアップ

協議会の支援を受けた企業の再生が、確実に実現されるためには、金融機関とともに再生計画の進捗状況のフォローアップに、今後、力を入れていくことが重要である。

イ 協議会における支援内容の周知

協議会が設置されて間もなく3年になるが、県内企業においては、再生を支援する協議会の存在をようやく認識しはじめた段階である。

企業再生には、早期相談、早期着手が何よりも大切であり、今後とも、各方面における広報等のPR活動を強化し、協議会の支援内容の周知を図ることが重要である。

4 県内の産業及び地域の活性化方策

栃木県産業再生委員会は、足利銀行の一時国有化の影響を著しく受け、かつ構造的な問題を有する本県の重要な産業である建設業と温泉観光地の活性化方策を答申した。

建設業及び温泉観光地の旅館・ホテル業はともに過剰供給構造であり、足利銀行の不良債権処理の進捗とともに、これから本格的な再編の時期を迎え、様々な痛みが生じることが想定され、効果的な対応が求められる。

このため、答申を十分に尊重するとともに、次の点に留意して施策等に反映させることが重要である。

(1) 建設業の活性化に向けた取組み

建設業の再編を進めるため、過剰供給構造にある業界の現状を経営者や従業員に広く周知し、合併や営業譲渡などのM & Aを促進するとともに、公共投資の見込など、業界の将来見通しに関する情報を提供する必要がある。また、本県の実態に合った総合評価落札方式の導入を進めることも重要である。

なお、指定管理者制度の導入など、従来行政が行ってきた業務を民間に開放することは、建設業を含め、民間企業

の業務分野を拡大し、その活性化も促進するため、積極的に推進すべきである。

(2)温泉観光地の活性化に向けた取組み

温泉観光地については、特に充実したホスピタリティが求められるため、旅行者のニーズを的確に捉えたもてなしを地域や旅館・ホテルに浸透させることや協業によって相互補完を行うことなどを、行政が地元に対して積極的に提案し、主導していくことが重要である。

また、他県の先進的な取組を行っている温泉地をよく調査・研究するとともに、良い事例についてはそれぞれの地域の特性に合わせて積極的に取り入れ、温泉観光地の活性化を推進していくことが必要である。

(3)ソフトランディングに向けた取組み

個人保証の問題の改善や過剰供給解消策など法的措置を必要とするものについては、積極的に国への提案・要望活動を行い、改善を促していくことが重要である。

おわりに

足利銀行の経営に関する計画は、平成19年3月に3年計画の終期を迎える。計画期間が残すところ1年となることや同行の再生が経営計画どおりに進捗していること、更には、平成18年3月期決算においても経営状況の改善が見込まれることなどを考慮すれば、国における受け皿選定があまり遠くない時期に始まるのではないかと思われる。

そのため、県議会としても、県と連携しながら、適切な時期に足利銀行の受け皿に関するより具体的な姿を提示するなど、国に対して強く働きかけていくことが重要である。

この点については、今後とも国会議員も含めて県の総力を挙げた取組が求められるところである。

県議会は、今後、受け皿議論が本格化する足利銀行問題を最重要課題と捉えて、真に県民のためになる銀行を実現する受け皿が選定されるように機敏かつ果敢な行動をとることが重要であり、その意味でも、本委員会が引き続き設置され、調査研究活動が継続されることを望むものである。

委員名簿

足利銀行問題対策特別委員会

委員長	渡 辺	渡
副委員長	螺 良 昭	人
委員	大豆生田	実 (平成17年4月17日辞職)
委員	相 馬 憲	一
委員	佐 藤	栄
委員	井 上 卓	行
委員	青 木 克	明
委員	神 谷 幸	伸
委員	島 田 文	男
委員	佐 藤	信
委員	阿久津 憲	二
委員	梶	克 之
委員	増 湊 賢	一

調査関係部課

商工労働観光部	産業政策課
	経営支援課
	観光交流課

出 納 局	会 計 課
-------	-------

企 画 部	地域振興課
-------	-------

土 木 部	監 理 課
-------	-------